

5月31日 総務委員会報告 佐々木 直美

陳情第1号、陳情第2号、陳情第4号～陳情第19号及び陳情第21号 「テロ等組織犯罪準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案の成立に反対する意見書」提出について及び 陳情第3号 「共謀罪（テロ準備罪）法案の成立に反対する意見書」提出について

組織犯罪処罰法改正案の設立に対し、市民・団体から21件に及ぶ意見陳情が寄せられ、5月31日の総務委員会において、4名の陳情者が参考人として出席し、主旨の説明を行いました。

陳状の主旨としては、

1. 「テロ等組織犯罪準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案はテロ防止としての実効性はなく、日本はテロ防止に関する国際的条約「13本」について、その全てを批准しており、これらを強化していくべきと判断する。
2. 現在の法律で共謀罪・予備罪が適応される犯罪は国家転覆を謀るような重大犯罪であるが、その範囲が比較的軽微な277の罪にも及ぶようになる
3. この法案の危険性は、テロに限らず組織的集団が犯罪を行うことを、相談・計画した段階で、犯罪の実行・結果がなくても、処罰することができるとしたところであり、その組織的集団の定義も曖昧である。本法案と比較されるかつての「治安維持法」と同じく、普通の市民の会話や思想、学問や創作の果てまでも自由が脅かされ、監視されかねない。となっています。

世論調査では国民の77%がこの法案の設立に対し説明不足で有り、審議が尽くされたとは思わないと答えており、56%の成立反対の声が上がっている中、5月22日現在、全国では近隣の幕別町をはじめ、57の地方自治体が設立反対の意見表明をしています。

この陳情に対し陳情者との質疑の上で、テロ対策としては現場対応の対策では限界が有り、根本的な中東諸国の貧困問題を解決し、差別を根絶する国際協力による平和的解決こそが必要で有ると判断し、「テロ等組織犯罪準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案の成立に反対の立場で臨みましたが、全会一致を見る事が出来ず、陳情は否決されました。

しかし、6月本会議の場において、「テロ等組織犯罪準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案の成立に慎重審議を求める意見書」が採択され、国に対して帯広市議会から提出されました。